

令和7年度 女性の職業選択に資する情報公表（女性活躍推進法第21条関係）

特定事業主名：種子島地区広域事務組合

令和8年6月17日公表

I 職員の男女の給与の額の差異

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	- %
任期の定めのない常勤職員以外の職員	- %
全職員	52.6%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	- %
本庁課長相当職	0 %
本庁課長補佐相当職	- %
本庁係長相当職	0 %

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	0 %
31～35年	0 %
26～30年	0 %
21～25年	0 %
16～20年	0 %
11～15年	0 %
6～10年	0 %
1～5年	0 %

【説明欄】

- ・ 任期の定めない常勤職員については、職員が全員男性である。
- ・ 会計年度任用職員は、全員女性職員である。
- ・ 全職員での男女の給与の差異は、男性・女性の給与平均で比較をしている。
- ・ 全体では、女性職員の占める割合が約7割を超え、全員が会計年度任用職員である。給与水準についても、令和6年度より勤勉手当の支給、給与改定等があり、給与水準は上げられているため、全体手的に差異は小さくなっている。

II 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和7年度
管理的地位にある職員	0 %

【説明欄】

令和7年度の人事異動に伴い、女性職員が転出し、その代わりに男性職員が転入してきたため、管理的地位にある女性職員の対象者がいなくなった。

III 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和7年度
本庁部局長・次長相当職	- %
本庁課長相当職	0 %
本庁課長補佐相当職	- %
本庁係長相当職	0 %

【説明欄】

女性職員の配置については、今後も構成市町に要望していく。

IV 男女別の育児休業取得率及び男女別の育児休業の取得期間の分布状況

1. 男女別の育児休業取得率

(1) 常勤職員

区分	令和7年度
男性	0 %
女性	0 %

(2) 会計年度任用職員

区分	令和7年度
男性	0 %
女性	0 %

2. 男女別の育児休業の取得期間の分布状況 0 %

区分	常勤職員		会計年度任用職員	
	男性	女性	男性	女性
1週間未満	0 %	0 %	0 %	0 %
1週間以上2週間未満	0 %	0 %	0 %	0 %
2週間以上1月以下	0 %	0 %	0 %	0 %
1月超3月以下	0 %	0 %	0 %	0 %
3月超6月以下	0 %	0 %	0 %	0 %
6月超9月以下	0 %	0 %	0 %	0 %
9月超12月以下	0 %	0 %	0 %	0 %
12月超24月以下	0 %	0 %	0 %	0 %
24月超	0 %	0 %	—	—

【説明欄】

育児休業の取得対象となる職員（該当となる職員）はいない。
該当する職員がいる場合は、積極的に取得するよう促す。

V 職員の勤務時間の状況

管理的地位にある職員以外の職員一人当たりの一月当たりの正規の勤務時間を
超えて命じられて勤務した時間

区分	令和7年度
内部部局等	0.23 時間/月
内部部局等以外	— 時間/月

【説明欄】

管理的地位にある職員以外は、会計年度任用職員（女性職員）である。
恒常的に正規の勤務時間を超えて勤務する時間は、一人当たり月平均でも1時間もない。